

令和 5 年度県外向け佐賀の子育て環境の魅力発信等業務委託仕様書 (案)

1. 目的

佐賀県では、結婚、出産、子育ての希望がかなう環境を整え、たくさんの人に「佐賀で子育てがしたい」と思ってもらえる佐賀県づくりを推進する「子育てし大県“さが”」プロジェクト（以下当プロジェクト）に取り組んでいる。

令和 4 年度より、福岡県在住の子育て世代をメインターゲットとして充実した当プロジェクトの支援策、本県の子育て環境の魅力について情報発信を行っている。令和 4 年度の事業実施後に福岡県の子育て世代 400 名にアンケートを取った結果、本県での子育てを魅力的と思う割合、本県で子育てしたいと思う割合が向上する結果となった。

今年度も引き続き情報発信を継続して行うこととし、ターゲットが本県での子育てに対してよりポジティブな印象を持ってもらうために、本県への来訪を促すような企画、情報発信をすることで、子育て世代の佐賀県への移住や若者のリターンの気運醸成を図る。

2. 委託業務内容

- ① 令和 4 年度に製作した「佐賀での子育てさいこう動画」を活用した広報
 - ・ 福岡県在住の子育て世代をターゲットに、「佐賀での子育てさいこう動画(※)」の SNS 広告 (YouTube 広告は必須とし、他は提案による) を実施する。
 - (※) 「佐賀での子育てさいこう動画」は以下の 6 本
 - DREAM 編 30 秒 https://youtu.be/e_WU_gqHAK4
 - FACT 編① <https://youtu.be/lrRmMcwymH4>
 - FACT 編② <https://youtu.be/1w9jJemSCHs>
 - FACT 編③ <https://youtu.be/wH6zbQ6bzz8>
 - FACT 編④ <https://youtu.be/ZhY62e6mbhs>
 - FACT 編⑤ <https://youtu.be/LJtxNOuwn74>
- ② ターゲットの本県への来訪を促す企画
 - ・ 本県の子育て環境の魅力として、豊かな自然、歴史、文化等を活かした本物体験ができ、子どもたちが骨太で志を持って成長できる環境が整っていることが挙げられる。
 - ・ その魅力を活かして、ターゲットが子ども連れでその環境を体験できる機会を提供すること。(例：佐賀の魅力を感じる移住体験ツアー等)
- ③ メディアを活用した広報展開
 - ・ 佐賀県の子育て環境の魅力及び当プロジェクトの充実した支援について複数

のメディア（TV、WEB 記事、新聞等）で掲載し、多くのターゲットにリーチすること。

- ・ 媒体は提案による。

3. 目標及び効果検証等

- ・ 2.②で本県へ来訪した子育て世代に対してアンケートを実施し、本県の子育て環境について好意的な意見が過半数を占める。
- ・ その他指標となるものがあれば提案すること。

4. 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。受託者は工程表に大きく変更が生じた場合は、その都度工程表を作成し県に提出すること。

5. 実施体制及び要因の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を 1 名配置し、適宜打合せ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。外部組織、協力会社などが存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

6. 委託期間

契約締結の日から令和 6 (2024) 年 3 月 31 日まで

7. 納品物

① 実施計画及び工程表

[部数：各 1 部 媒体：紙またはデータ 提出時期：令和 5 年 10 月上旬]

② 業務完了報告書

[部数：1 部 媒体：紙 提出時期：業務完了時]

③ 当事業で作成した成果物のデータ（動画、印刷物等）、記録写真データ、事業効果検証データ（エクセル）等

[部数：1 部 提出時期：業務完了時]

④ 本業務において作成した資料、広報物等

[部数：2 部 媒体：現物 提出時期：作成時]

- ・ その他佐賀県が受託者と合意の上、成果物として提出を求めるもの本業務によって制作されたものについては、成果物として佐賀県へ提出すること

8. その他

- ① 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- ② 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
 - ・ 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS 等での公開
 - ・ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動
- ③ (2)以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議の上、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。
- ④ 業務の遂行にあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。
- ⑤ 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。
- ⑥ 仕様書について疑義が生じた場合については、佐賀県と受託者が協議して定めるものとする。